

京都市北区民まちづくり提案支援事業審査基準

平成26年6月13日制定
平成28年6月13日改定
平成29年6月1日改定
平成30年4月13日改定
令和2年5月12日改定

京都市北区民まちづくり提案支援事業審査会における審査基準について、以下のとおり取り扱う。

1 審査の方法

- (1) 「学区まちづくりビジョン策定部門」に係る事業及び「まちづくり初めの一步応援部門」に係る事業並びに継続2箇年目となる事業については、申請書類による書類審査とする。ただし、感染症の拡大防止等を目的として、全ての申請団体を書類審査とする場合がある。
- (2) (1)以外の事業については、申請書類のほか、審査会における申請者のプレゼンテーション等を踏まえて審査する。ただし、北区長が必要と認める場合、(1)の事業であっても、プレゼンテーション等を踏まえて審査する。
- (3) 審査会委員は、事業内容等を総合的に勘案し、別表1に掲げる評価項目に沿って審査を行う。
ただし、いずれの場合においても、委員が申請団体の代表者又は構成員等である場合は、当該事業の審査に参画しない。
- (4) 評価が次のいずれかの項目に当てはまる事業には、不採択の意見を付す。
 - ア 委員全員の全評価項目における評点の平均（以下、「平均評点」という。）が2.5点未満の場合
 - イ 同一の評価項目について、複数の委員が1点とした場合
 - ウ 継続3箇年目の事業に係る評価において、別表1の「1 将来性・発展性」、「5 経費の妥当性」の各評価項目に、複数の委員が3点未満とした場合

2 評価結果の公表

申請者が希望した場合は、当該事業の評点（別表1の委員全員の各項目の評点の平均。評価者は特定しない。）を開示する。

3 その他

この審査基準に定めのないものについては、審査会において定める。